## 健全化判断比率の趣旨と算定方法

（単位：千円）

| 指標等 | 趣旨 | 算定の概略 |
|---|---|---|
| 標準財政規模 | 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもの | 算定式<br>（基準財政収入額 15,305,351 － 市民税所得割に係る税源移譲相当額の25% 285,697 － 自動車重量譲与税 152,606 － 地方揮発油譲与税 46,858 － 森林環境譲与税 13,938 － 交通安全対策特別交付金 9,999<br>－ 地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%）× 100 ／ 75 364,380 ＋ 自動車重量譲与税 152,606 ＋ 地方揮発油譲与税 46,858 ＋ 森林環境譲与税 13,938 ＋ 交通安全対策特別交付金 9,999<br>＋ 普通交付税 4,470,401 ＋ 臨時財政対策債発行可能額 0 ＝ 標準財政規模 23,936,299 |
| 実質赤字比率 | 普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合 | 算定式<br>普通会計の実質赤字額 ／ 標準財政規模<br>実質赤字額 ： 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（繰上充用額）や、支払を翌年度に繰り延べた額(支払繰延額) |
| 連結実質赤字比率 | すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合 | 算定式<br>連結実質赤字額 ／ 標準財政規模<br>連結実質赤字額 ： 次の①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合のその超過額<br>① 一般会計と特別会計（公営企業会計を除く）の実質赤字の合計額<br>② 公営企業会計の資金不足の合計額<br>③ 一般会計と特別会計（公営企業会計を除く）の実質黒字の合計額<br>④ 公営企業会計の剰余金の合計額 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等の負担する借入金の償還金等が標準財政規模に占める割合 | 算定式<br>（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） ／ 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） の3か年平均<br>地方債の元利償還金 ： 普通会計の地方債の元利償還金<br>準元利償還金 ： 次の①から④までの合計額<br>① 普通会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てた額<br>② 一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の地方債の償還に充てた額<br>③ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの<br>④ 一時借入金の利子<br>特定財源 ： 地方債の償還額に充てられる都市計画税、国・県からの利子補給金など<br>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ： 元利償還金、準元利償還金のうち交付税算定上基準財政需要額に算入された額 |
| 将来負担比率 | 一般会計等の将来負担する負債が標準財政規模に占める割合 | 算定式<br>将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額） ／ 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）<br>将来負担額 ： 次の①から⑧までの合計額<br>① 普通会計の地方債の現在高<br>② 債務負担行為に基づく支出予定額<br>③ 公営企業債の償還に充てるための負担見込額<br>④ 一部事務組合の地方債償還に充てるための負担見込額<br>⑤ 退職手当支給予定額のうち普通会計の負担見込額<br>⑥ 市が設立した法人の負債のうち、市の負担見込額<br>⑦ 連結実質赤字額<br>⑧ 一部事務組合などの連結実質赤字額のうち、市の負担見込額<br>充当可能基金額 ： 財政調整基金、公共施設整備基金、緑地保全基金など充当可能な基金の合計額<br>特定財源見込額 ： 地方債の償還額等に充てられる都市計画税等<br>地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ： 後年度に交付税額を算定する際の算入見込額 |
| 資金不足比率 | 資金不足額が事業規模に占める割合 | 算定式<br>資金の不足額 ／ 事業の規模<br>資金の不足額 ： 流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てた地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額<br>事業の規模 ： 営業収益の額－受託工事収益の額 |